

前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針

平成 2 9 年 1 月

沖縄防衛局

1 新たなルール作り等について

区 分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
①寄付金の取扱い	寄付金に関する新しいルール作りについては、改めて、文書化した上で次回委員会に諮り、正式決定としたいと思う。	今回（第7回）委員会資料として、「寄付金の取扱いについて」を委員会に提示。
②前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針	<p>会議終了後に配付資料等を公開しているが、会議の中で何が報告され、審議されたかを簡潔に書いたものがあると更に良いと思う。</p> <p>委員会の中で提案したことを事業者としてどのように受け入れたかが分かるような資料を編集していただきたい。これまでも、資料の更新という形で対応しているが、もう少し分かり易く書いた方が良いと思う。</p>	今回（第7回）の委員会から、「前回委員会等における指導・助言事項とその対応方針」を取りまとめた資料（本資料）を委員会に提示。
③ 議事内容の公開	議事の公開の在り方については、ほぼ、逐語的なものを匿名の形で示すという提案を頂いている。委員の発言については、その内容を少し補強や修正することは、どうしても起こり得るので、その機会を十分担保した上で、逐語版に近い形がよいと思う。	今回（第7回）委員会資料として、「議事内容の公開について」を委員会に提示。
④ 組織作り 運営要綱の改正	調査の進め方を検討する中で、細部の規定を決めなければ、益々疑問を持たれると思うので、運営要綱の改訂を検討いただきたい。	これまでの委員会等での議論を踏まえ、運営要綱の改正案を委員会に提示。
⑤ 指導・助言の在り方 (咄嗟の判断が求められる場合の指導・助言の在り方)	委員会開催日とその次の開催の合間に何か起こった場合、対応できる態勢をきちんと作ることが必要。実験や現場で何か起こった際に、形式上であれ、常に防衛局と共有しながら進めるのは、現実的ではないと思うので、より現実的な態勢を取っていただきたい。	委員が、実験や現場などで指導・助言する場合には、事業者（事務局）がその場に立ち会い、施工業者等に必要な指示等を行うこととする。

区 分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
⑥ 調査・検討等の在り方 1) 指導・助言に必要な調査や活動の範囲	<p>指導・助言する上で、辺野古だけを見るのではなく、沖縄全体の中に位置付けることが必要である。特に、ジュゴンは北部全域を生息場にしており、また、サンゴや海草にしても、沖縄全体を把握しておきたいという希望を持っている。</p>	<p>指導・助言に必要な調査や活動については、その必要性に対する委員会の合意を踏まえ、事業者（事務局）として、最大限サポートする考え。</p>
2) 活動費について	<p>調査研究や事前確認等をどのような形で資金的にサポートするかが制約となるので、事務局で具体案を提案していただきたい。</p> <p>緊急の場合の現地確認に係る活動費については、ボランティアで行くことはできないので、旅費等の活動費がきちんと出るよう検討していただきたい。</p>	

2 その他

区 分	指摘 / 指導・助言事項	事業者の対応方針
① 汚濁防止膜に係る実証試験の実施	<p>台風時には、水没させて直接影響を受けないようにするとのことだが、検証の方が良い。台風や波浪があり、汚濁防止膜を沈下させた時に、果たして、計画のように影響のない形になっているかどうかは、ダブルチェックを掛けた方が良いと思う。</p>	<p>今回（第7回）委員会資料として、「汚濁防止膜の設置について」を提示。汚濁防止膜設置後、御指摘の検証について対応する考え。</p>